

いわき市循環型社会形成推進地域計画  
(第三次計画)

い わ き 市

平成30年11月29日策定

令和元年12月6日変更

令和2年12月11日変更

令和3年12月24日変更

令和4年12月9日変更

# 目 次

|     |                             |    |
|-----|-----------------------------|----|
| 1   | 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項    | 1  |
| (1) | 対象地域                        | 1  |
| (2) | 計画期間                        | 1  |
| (3) | 基本的な方向                      | 1  |
| (4) | ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況        | 2  |
| (5) | プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容  | 3  |
| 2   | 循環型社会形成推進のための現状と目標          | 4  |
| (1) | 一般廃棄物等の処理の現状                | 4  |
| (2) | 生活排水の処理の現状                  | 5  |
| (3) | 一般廃棄物等の処理の目標                | 6  |
| (4) | 生活排水処理の目標                   | 10 |
| 3   | 施策の内容                       | 12 |
| (1) | 発生抑制・再使用の推進                 | 12 |
| (2) | 処理体制                        | 14 |
| (3) | 処理施設の整備                     | 17 |
| (4) | 施設整備に関する計画支援事業              | 18 |
| (5) | その他の施策                      | 18 |
| 4   | 計画のフォローアップと事後評価             | 20 |
| (1) | 計画のフォローアップ                  | 20 |
| (2) | 事後評価及び計画の見直し                | 20 |
| 5   | 様式類                         |    |
|     | 様式1                         | 21 |
|     | 様式2                         | 24 |
|     | 参考資料様式1 施設概要（マテリアルリサイクル施設系） | 25 |
|     | 参考資料様式5 施設概要（最終処分場系）        | 27 |
|     | 参考資料様式7 施設概要（浄化槽系）          | 28 |
|     | 参考資料様式8 計画支援概要              | 30 |

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

市 名：いわき市

面 積：1,232.02km<sup>2</sup>

人 口：343,258人（平成30年4月1日現在）

### (2) 計画期間

本計画は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

本市においては、これまでごみの細分別収集の実施や資源化施設の整備等に努め、市民の協力を得て、ごみの適正処理とごみ減量・リサイクルの推進を図ってきたところであり、今後においても、快適で住みよい生活環境を維持し、良好な環境を次の世代に引き継いでいくために、行政のみならず、市民や事業者も互いに協力しながら、それぞれの役割と責任を果たし、社会全体で環境にやさしい循環型のまちづくりに取り組んでいく。

また、リサイクルプラザクリンピーの家の「かん類・ペットボトル」及び「びん類」を処理するための資源選別施設は、施設の老朽化とごみの排出状況の変化により処理に支障がでていくことから、現在の排出状況を踏まえた施設に更新する。

さらに、山田粗大ごみ処理施設は老朽化が著しい状況と小型家電リサイクル法が施行されたことに伴い、民間の処理ルートが確立されてきたことから、破碎選別施設を廃止し、搬入物を直接民間の処理ルートへ流す拠点とするためのストックヤードの整備を行う。

さらに、最終処分場については、クリンピーの森の埋立状況に合わせて、土堰堤の整備を行うほか、安定的な廃棄物処理体制の構築に向け、新たな最終処分場の施設整備基本計画を進めていく。

当面、一般廃棄物の処理体制が見通せない現状にあるが、震災及び原発事故の経験を踏まえ、これまで以上に、ごみの発生が少ないまちづくりを進めることはもちろん、効率的なごみ処理行政への転換、さらには、限られた資源の有効活用やエネルギーの有効活用を進め、環境への負荷の低減を図り地球環境の保全に努める必要があることから、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を基調とした適正なごみ処理体制を構築することで、循環型社会の形成を目指す。

さらに、近年、水質汚濁の主な原因となっている生活排水処理のため、合併処理浄化槽の整備を進める。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

本市は、東西39.01km、南北51.49km、面積1,232.02km<sup>2</sup>と広大で、福島県全体（13,783.74km<sup>2</sup>）の8.9%を占めている。そのため、平成22年3月に策定した「福島県ごみ処理広域化計画」においては、「いわきブロック」として本市単独でごみ処理を推進することになっている。

市内には、ごみ焼却施設が北部清掃センター及び南部清掃センターの2施設あり、東日本大震災前に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、平成27年度を目途に北部清掃センターを廃止し、南部清掃センターに一場化することとしていたが、東日本大震災に伴う原子力災害により、市内に避難者や除染等の作業員が流入し、焼却ごみの発生量が減少しない状況となったことから、第二次地域計画に位置付け、両施設の基幹的設備改良を実施したところであり、当面は2場体制を維持するが、将来的には人口や焼却ごみの発生量の推移を見極め、施設の集約について検討する予定である。

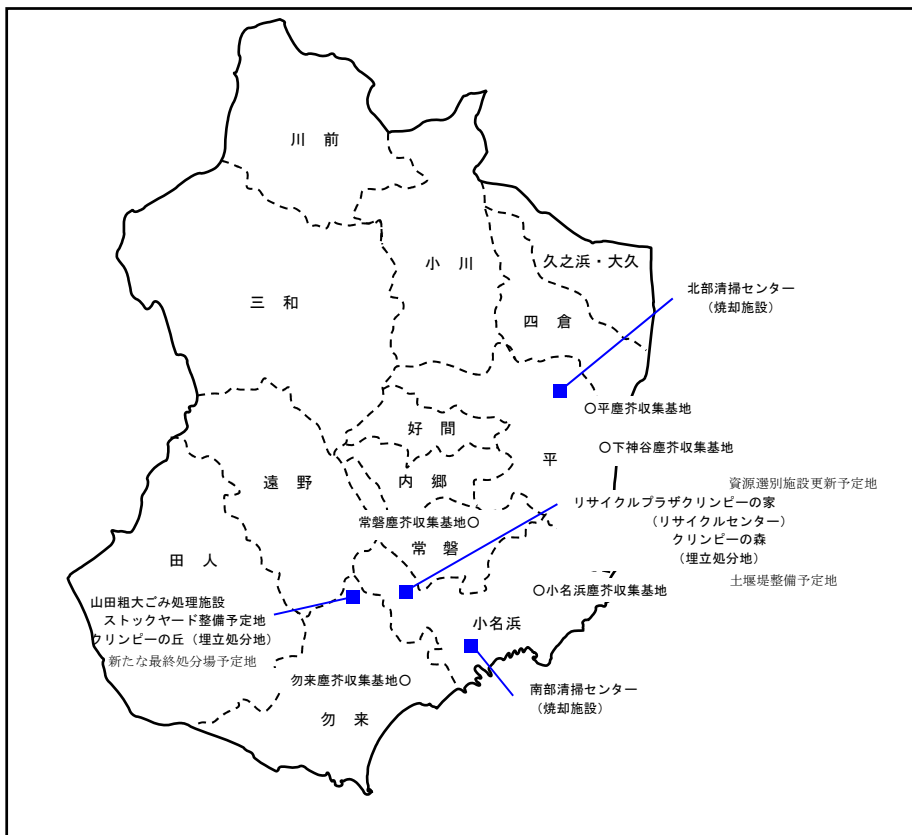
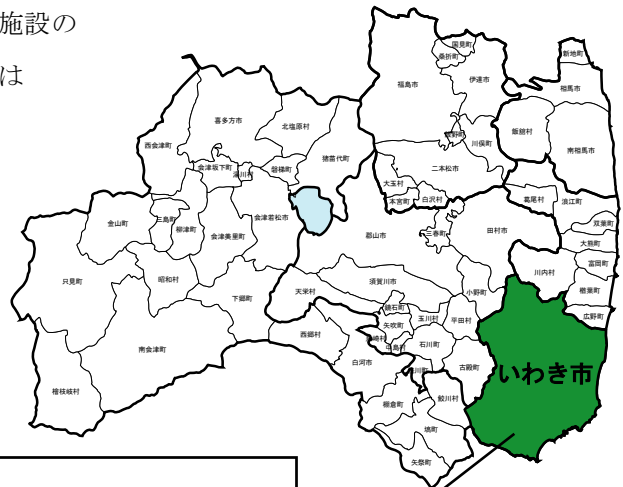


図-1 ごみ処理施設の位置

#### (5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

市民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また、認定プラスチック使用製品を使用するよう、ごみカレンダーやごみ分別ハンドブック、ごみ分別アプリ等で啓発・情報提供を行うとともに、子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、イベント、施設見学会の実施や、各種啓発冊子の作成など、あらゆる機会を捉えて、地域や学校と連携した継続的な環境学習を推進する。

本市では、従来より「プラスチック容器包装廃棄物」と「プラスチック使用製品廃棄物」を分別収集しており、プラスチック容器包装廃棄物については、リサイクルプラザクリンピーの家において選別・圧縮梱包した後、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化を委託している。また、プラスチック使用製品廃棄物については、市内の民間資源化業者へ選別及び再商品化を委託し、現在は固形燃料化（RPF化）により市内の製紙工場等のボイラ燃料として利用している。

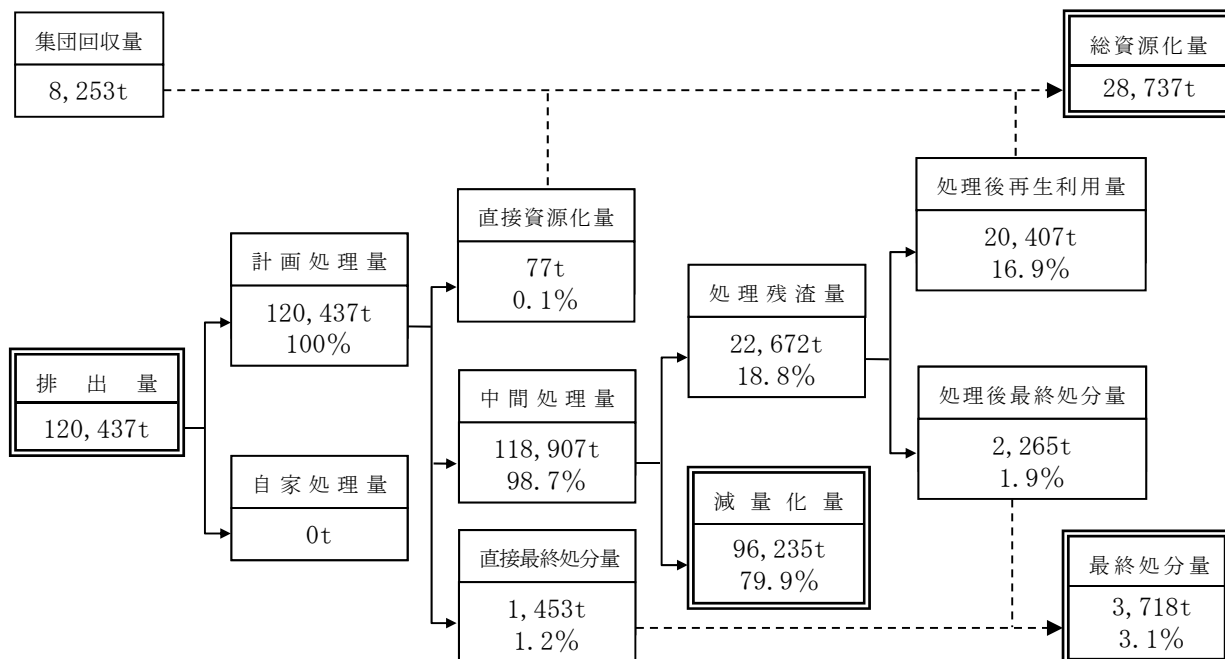
プラスチック資源は、当面の間、現状の分別収集及び再商品化を継続するが、老朽化する本市の焼却施設の今後のあり方を踏まえた施設整備の方針にあわせ、容器包装リサイクル法に基づく指定法人への引き渡しや市内外の再商品化事業者と連携した再商品化計画の策定について検討を行う。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成29年度の一般廃棄物の排出の現状、処理状況は図-2のとおりである。

各焼却施設では、蒸気を利用して高温水を作り、場内利用を行うとともに、余熱利用施設に熱供給をしている。



※ 飛灰の仮置き量については、便宜的に最終処分量として算出している。

※ 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は100%にならない場合がある。

また、数値は小数点以下を四捨五入している。

図-2 一般廃棄物の処理状況フロー (H29)

(2) 生活排水の処理の現状

平成29年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図-3のとおりです。

生活排水処理対象人口（平成30年3月31日現在）は、全体で325,093人であり、汚水衛生処理人口（平成29年度現在、現に汚水処理施設に接続されている人口、以下同様。）は、286,968人、汚水衛生処理率は、88.3%です。

し尿発生量は、24,070.7kl/年、浄化槽汚泥発生量は、98,940.1kl/年であり、処理・処分量（=収集・運搬量）は、123,010.8kl/年です。

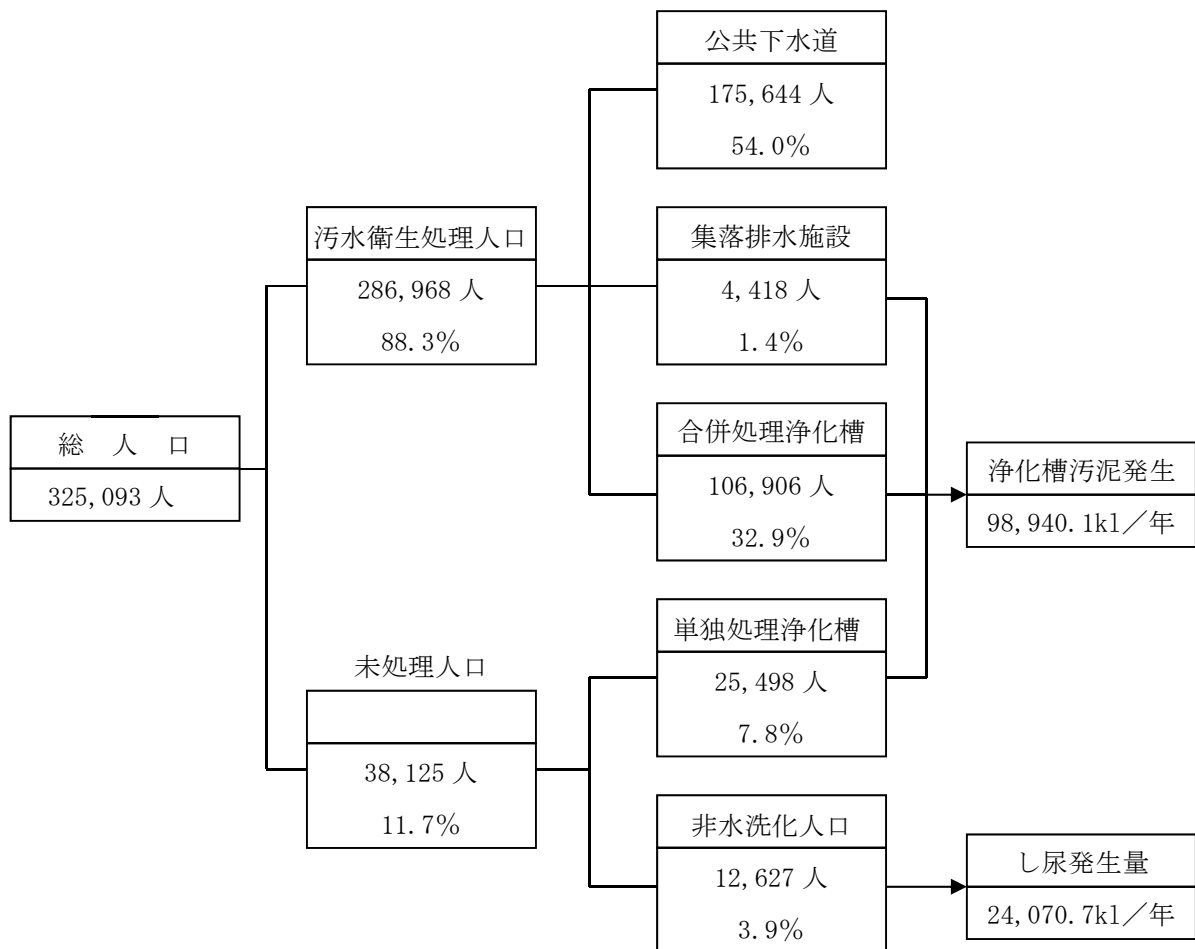


図-3 生活排水の処理状況フロー（H29）

※ 人口に原発避難者を含まない。

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表-1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

| 指 標      |                           | 現状 (割合 <sup>*1</sup> )<br>(平成29年度) | 目標 (割合 <sup>*1</sup> )<br>(令和6年度) |
|----------|---------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 排 出 量    | 事業系 総排出量                  | 37,525トン                           | 33,624トン (-10.4%)                 |
|          | 1事業所当たりの排出量 <sup>*2</sup> | 2.5トン/事業所                          | 2.2トン/事業所 (-12.0%)                |
|          | 生活系 総排出量                  | 82,912トン                           | 74,293トン (-10.4%)                 |
|          | 1人当たりの排出量 <sup>*3</sup>   | 210.3kg/人                          | 195.8kg/人 (-6.9%)                 |
| 合 計      | 事業系生活系排出量合計               | 120,437トン                          | 107,917トン (-10.4%)                |
| 再生利用量    | 直接資源化量                    | 77トン (0.1%)                        | 69トン (0.1%)                       |
|          | 総資源化量                     | 28,737トン (22.3%)                   | 28,710トン (24.9%)                  |
| エネルギー回収量 | エネルギー回収量(年間の発電電力量)        | 26,064 MWh                         | 23,354 MWh                        |
| 最終処分量    | 埋立最終処分量                   | 3,718トン (3.1%)                     | 3,082トン (2.9%)                    |

※1 排出量は現状に対する割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く） [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

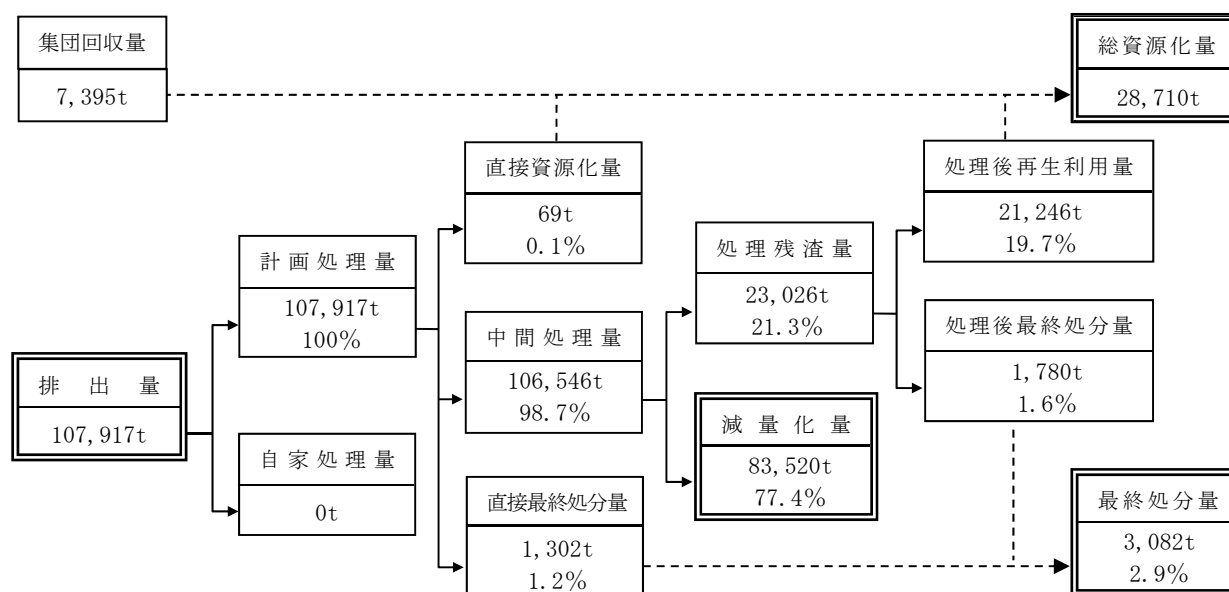


図-4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (R06)



(単位:人)

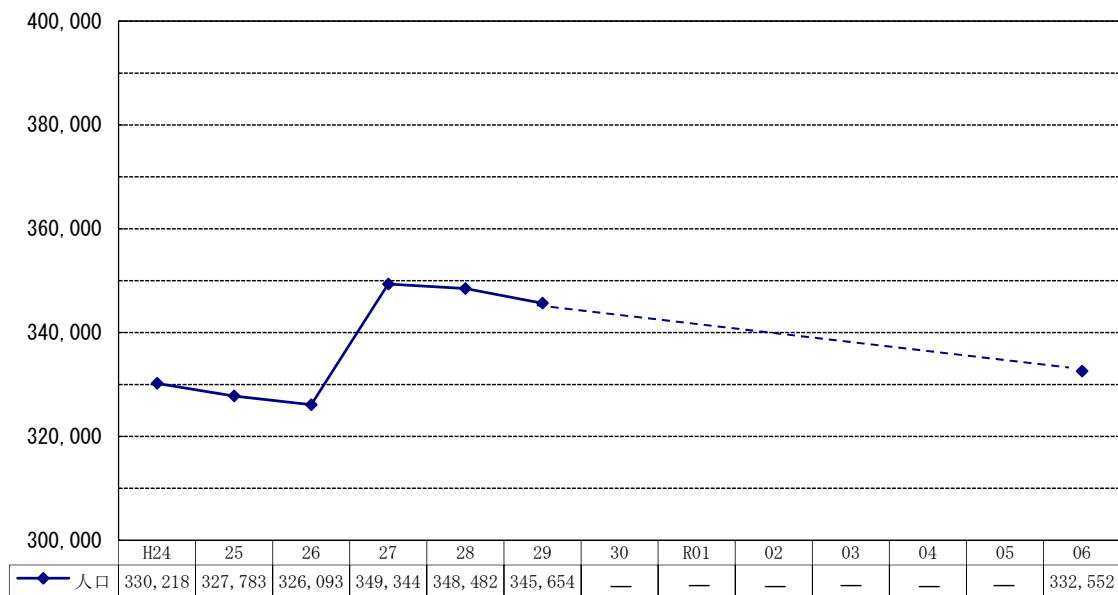


図-5 人口の推移

(単位:トン/年)

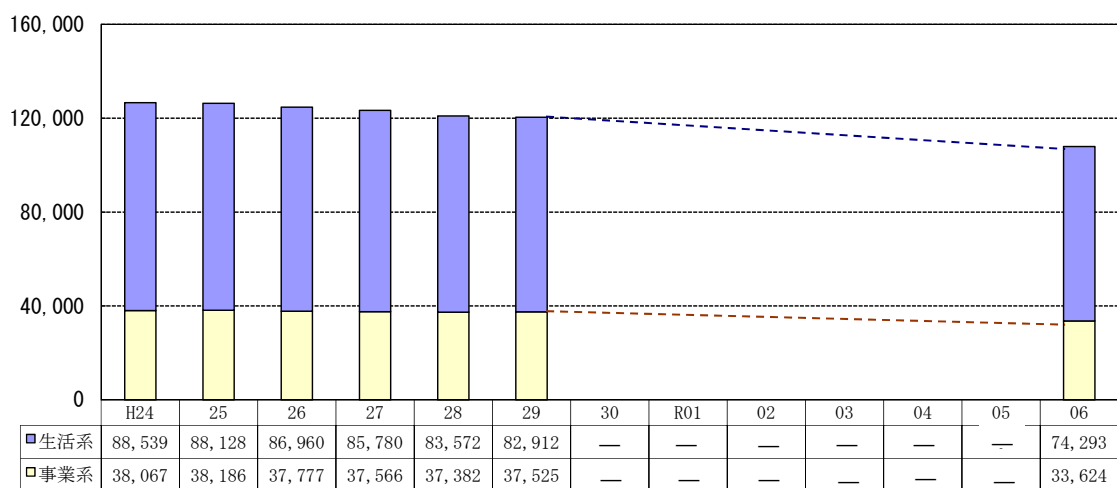


図-6 排出量の実績と、減量化目標を見込んだ将来予測

(単位 : kg/人)

(単位 : トン/事業所)

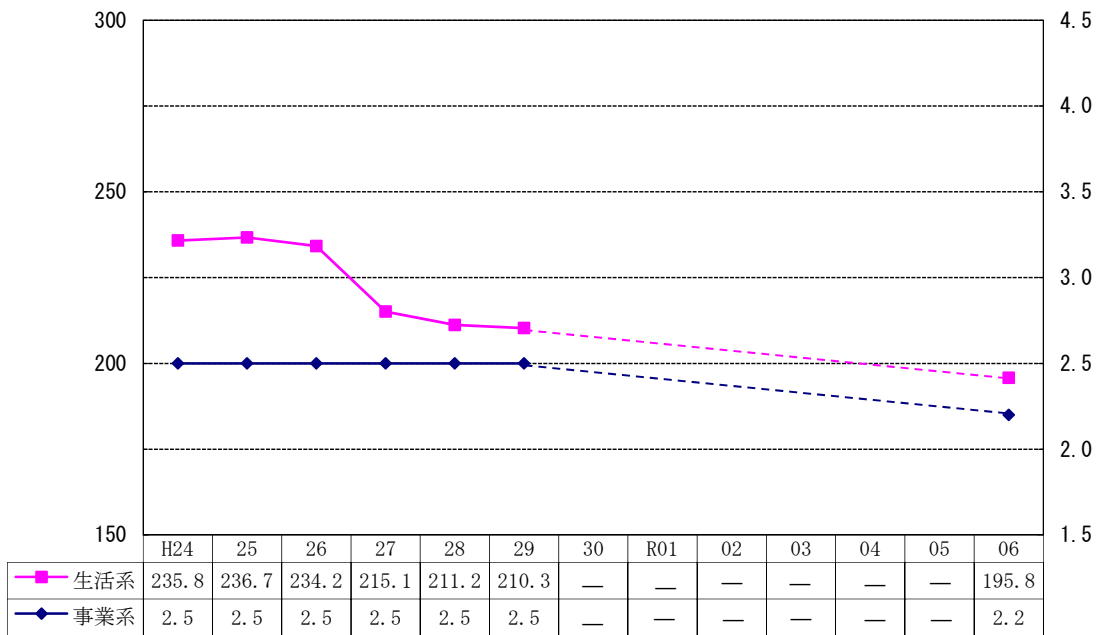


図-7 原単位の推移

(単位:トン/年)

(単位:%)

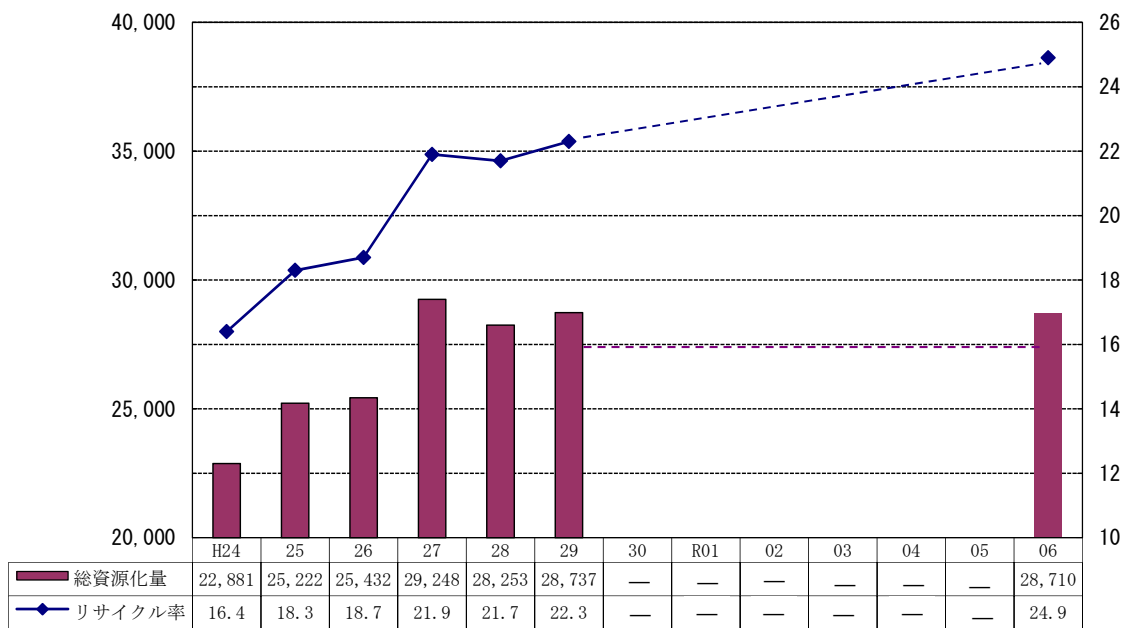


図-8 総資源化量とリサイクル率

(単位：トン/年)

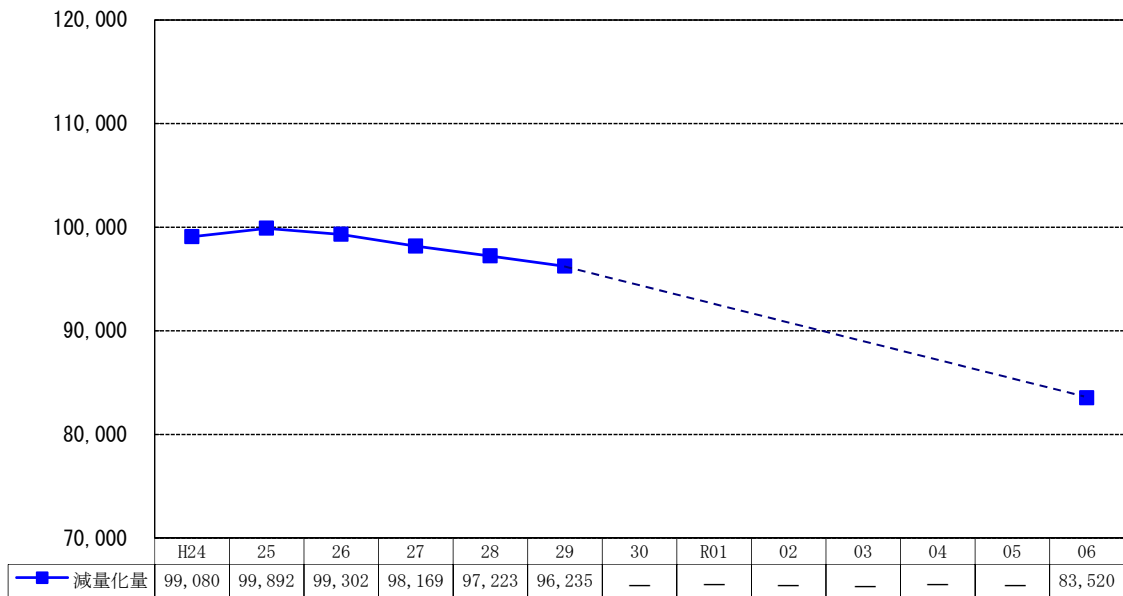


図-9 減量化量の推移

(単位：トン/年)

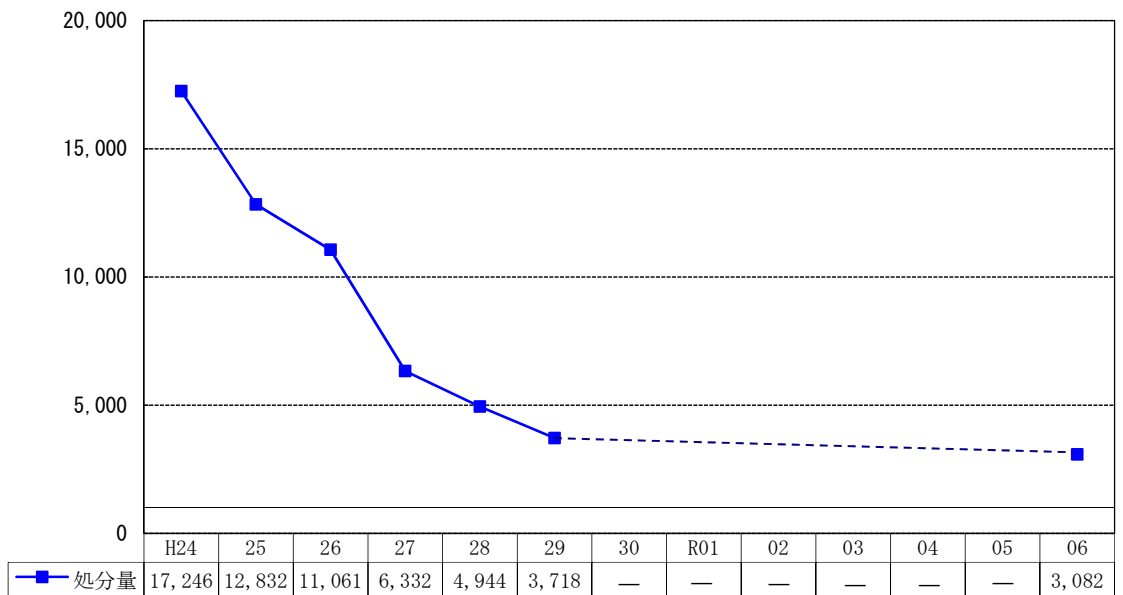


図-10 最終処分量の推移

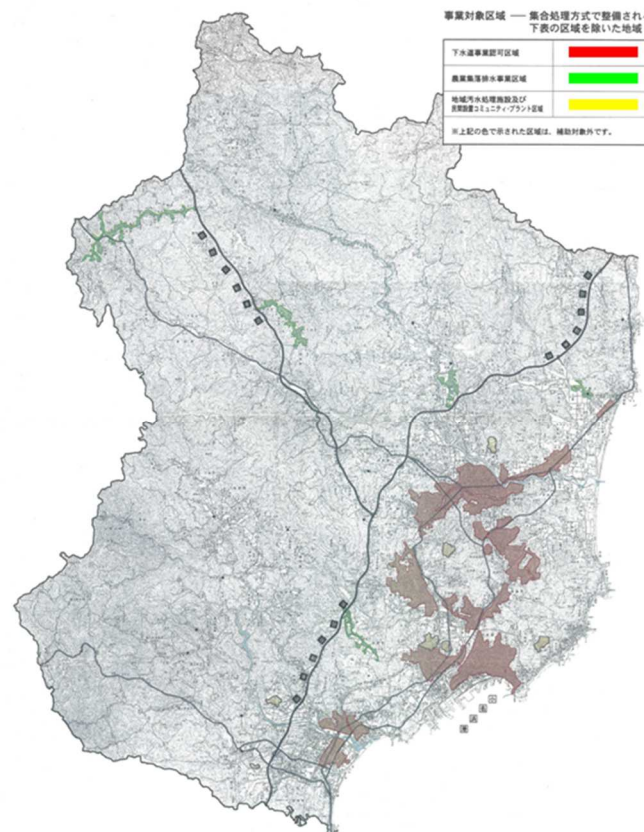
(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとします。

表-2 生活排水処理に関する現状と目標

|         |          | 平成29年度実績          | 令和6年度目標           |
|---------|----------|-------------------|-------------------|
| 処理形態別人口 | 公共下水道    | 175,644 人 (54.0%) | 183,669 人 (54.0%) |
|         | 農業集落排水施設 | 4,418 人 (1.4%)    | 4,838 人 (1.4%)    |
|         | 合併処理浄化槽等 | 106,906 人 (32.9%) | 131,262 人 (38.6%) |
|         | 未処理人口    | 38,125 人 (11.7%)  | 20,231 人 (6.0%)   |
|         | 合計       | 325,093 人         | 340,000 人         |
| し尿・汚泥の量 | 汲み取りし尿量  | 24,070.7 キロリットル   | 9,052.0 キロリットル    |
|         | 浄化槽汚泥量   | 98,940.1 キロリットル   | 101,215.0 キロリットル  |
|         | 合計       | 132,010.8 キロリットル  | 110,267.0 キロリットル  |

いわき市合併処理浄化槽整備事業補助対象区域



14 総務局内平成16年1月29日付資料参照

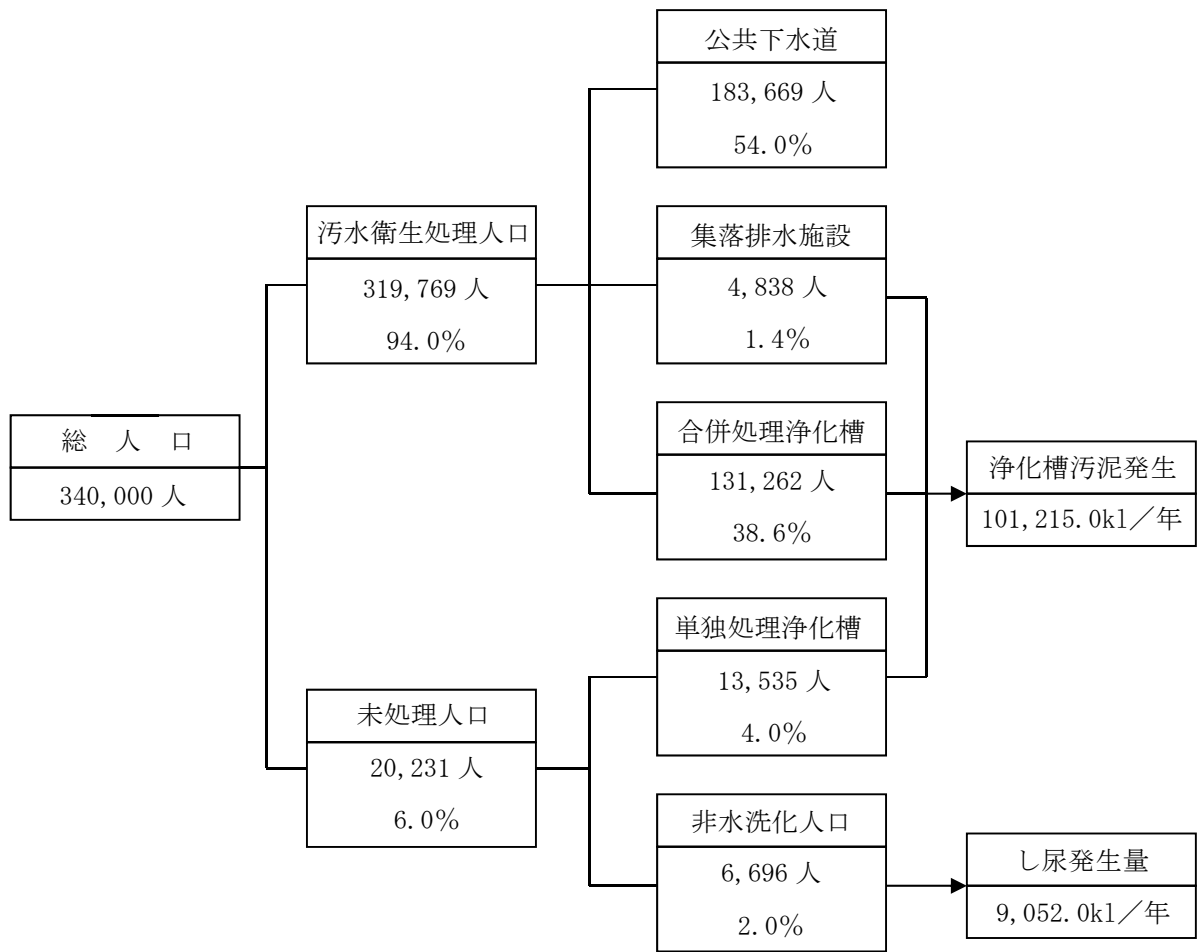


図-4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー (R6)

人口に原発避難者を含まない。

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

生活系ごみの約半分を占める生ごみの減量リサイクルや、「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化を図る上で最も重要な、発生・排出抑制（3R：リデュース、リユース、リサイクルの最優先事項）の徹底を、美化中心から環境問題全般へのシフトを目指した市民総ぐるみ運動の見直し等と一体的に展開する。

生活系ごみの減量を図るためには、市民の理解と協力が不可欠であり、市民に「ごみを出さない」精神が根付くことが将来につながるため、様々な機会を捉えて市民との情報交換・意見交換を行うとともに、ごみの減量に関する協働の仕組みを構築していく。

#### ア 生ごみ発生・排出の抑制

本市の生活系ごみの多くを生ごみが占めており、生活系ごみの減量を進める上で、生ごみ対策が極めて重要であり、これまでも、水きり徹底の働きかけや、生ごみ処理機の普及を進めてきた。

平成26年度に実施した市民アンケートでは、約8割の方が水きりなどにより減量してから排出していると回答している。

生ごみ処理機については、必要性は感じているが、機器の価格や処理後の堆肥の活用方法などが課題となり、普及が進まない状況にある。

水きりや食品ロスをなくすことで、生ごみの発生・排出抑制を図るよう啓発事業を展開しながら、生ごみ処理機購入費補助制度のあり方や堆肥の有効活用に係る調査・検討を進める。

#### イ 新たな市民協働の仕組みづくり

「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」は、美化活動に関する協働の取り組みとして長年の実績がありますが、参加者の高齢化や減少などが課題となっている。

また、美化だけで活動を完結することなく、ごみ減量リサイクルや地球温暖化対策など、環境問題全般に関する市民協働の仕組みづくりも求められており、これらの課題をトータルとして解決するため、さらには地域コミュニティの課題解決に向け、新たな仕組みづくりや支援策の構築を進める。

#### ウ 分別の徹底による減量化の推進

循環型社会の形成に向けては、ごみの発生・排出抑制が最優先ですが、排出されたごみについては、可能な限り再資源化する必要がある。

このため、再資源化できるごみが、「燃やすごみ」や「燃やさないごみ」に混入しないよう分別の徹底を呼びかけるとともに、分別ルールのわかりやすい周知に努める。

## エ 発生・排出抑制につながるライフスタイルの提案

循環型社会の形成に向けては、市民一人ひとりが大量消費・大量廃棄のライフスタイルを改め、環境への負荷が少ないライフスタイルへ見直すことが必要。

このため、マイバックの使用拡大や再生品の利用、さらには食育の推進など、環境にやさしい、ものを大切にするライフスタイルの普及促進に取り組む。

## オ 環境意識の高揚

子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、イベント、施設見学会の実施や、各種啓発冊子の作成など、あらゆる機会を捉えて、地域や学校と連携した継続的な環境学習を推進し、環境意識の高揚を図る。

特に、次代を担う子どもたちが、環境に配慮した生活習慣を身に付け、循環型社会の構築に向けた活動を行うことは重要であり、大人のごみ問題に対する意識高揚への発展も期待できることから、小中学校等の環境学習の充実を図る。

また、リサイクルプラザ「クリンピーの家」において、体験的な環境学習の拡充や交流機能の強化を図り、ごみ減量リサイクルの情報発信を進める。

## カ ごみ処理の有料化

### ① 収集手数料

生活系ごみは大型ごみを除き無料で収集しており、ごみを多く出す人とそうでない人の経済的負担が変わらないため、減量インセンティブ（動機付け）が働きにくいといった課題があります。いわゆる「収集家庭ごみの有料化」については、その導入によりごみの減量が進むことも考えられますが、まずは、市民・事業者・行政の協働による減量努力を最優先に、現行制度を維持するとともに、市民とは異なり、自らによる処理責任を有する事業者への適正負担が実現した後に、これらの効果を見極めた上での検討課題とします。

### ② 搬入手数料

施設搬入時には、焼却処理と埋立処理について手数料をいただいています。

平成 23 年 10 月には、一時的多量ごみの排出に対する市民負担の公平性・公正性の担保や、市一般廃棄物適正処理の徹底に資するため、市民搬入ごみの 100kg 以下無料化を廃止しました。

搬入手数料については、処理原価との差という課題があることから、排出者自らによる減量努力の成果を見極めながら、見直しを検討していきます

## キ 生活排水対策

家庭等から排出される生活雑排水については、汚泥負荷量の軽減を図るため、広報活動を実施していく。

## (2) 処理体制

### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表-3のとおりである。

現状、木質系の大型ごみは、清掃センターで破砕・焼却しているが、今後は、山田粗大ごみ処理施設内にストックヤードを建設し、ストックヤード内で選別後、民間のリサイクル事業者等に再資源化委託する。

また、小型家電製品・金属類については、山田粗大ごみ処理施設で、破砕し、鉄やアルミに選別後売却し、可燃系の残渣は南部清掃センター、不燃系の残渣はクリンピーの丘に搬入していたが、小型家電リサイクル法の施行に伴い、民間の処理ルートが確立されたことから、搬入物を保管するストックヤードを整備し、破砕・選別せずに、直接、小型家電リサイクル法の認定事業者等に売却する。

### イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみのさらなる適正排出・適正処理を実現するため、処理施設における「搬入物検査の強化」を一層充実させるとともに、民間処理業者でリサイクル可能な廃棄物を順次「再利用可能物の清掃センター搬入規制」に追加するほか、市の施設を含めた事業系生ごみの減量リサイクルを展開していく。

また、事業系ごみの減量を図るためには、実際にごみを排出する事業者が、排出者責任を適正に果たすなど、その理解と協力が必要であることから、処理業者だけではなく排出事業者との情報交換・意見交換についても、様々な機会を捉えて行う。

#### (ア) 適正排出の徹底による減量化の推進

事業者が排出する廃棄物は、産業廃棄物と事業系ごみに分類され、処理の方法や手続きが異なっている。

そのうち市が処理するのは事業系ごみであることから、排出者責任の徹底を図るため、まず、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正分別について事業者働きかけ、そのうえで、事業系一般廃棄物については、生活系ごみの分別区分に即した分別徹底を求めることにより、一層のごみ減量リサイクルの推進に取り組む。

また、見直しを行った産業廃棄物と一般廃棄物の運用について、排出事業者への浸透を図り、リサイクルと適正な処理の推進に取り組む。

#### (イ) 多量排出事業者に対する指導等の充実

事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する事業用大規模建築物の所有者や管理者に対して、「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出を通し、ごみ減量化への計画的な取り組みを促進する。

また、事業所への立入調査による指導を強化するとともに、先進的な取り組みの情報収集



とその普及に取り組む。

(ウ) 業種・業態に応じた3R推進への支援

各種事業者からの相談内容の充実を図るなど、業種・業態に応じた3Rの推進を支援する。特に、食品リサイクル法の対象となる食品関連事業者に対しては、事業系生ごみ対策として、同法における責務を周知するとともに、民間資源化業者を案内するなど、再生利用等実施率の向上を働きかける。

また、店頭回収など、事業者による自主的なリユース・リサイクルの取り組みを支援する。

(エ) 発生・排出抑制につながるビジネススタイルの提案

ごみの発生を抑制するためには、生産・流通・販売の各段階で、ごみになるものをつくらない、売らないようにする必要がある。

また、ごみになるものは、できる限り製造者や販売者の責任として回収・再資源化されることが重要となる。

このため、事業者に社会的責任を意識したビジネススタイルのあり方を働きかけ、拡大生産者責任の考え方の浸透に努めるとともに、国の制度改変に向けた動きに対しても積極的に市の考え方を発信していくこととする。

また、事業者にとって、ごみの発生は光熱水費等と同様、コスト要因であることから、経営の観点からもごみの発生・排出抑制を訴えていく。

(オ) 率先した市の取り組み

市民や事業者に働きかけを行う上で、排出事業者として市自らが模範となるよう、「市環境基本計画（第二次）」に位置づけた「市の率先した環境配慮」などを踏まえながら、ごみの発生・排出抑制、適正排出の徹底、再資源化などへの取り組みを推進する。

また、ごみ処理事業に関する窓口対応など、市民サービスの向上にも努める。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、産業廃棄物の処理は行っていない。また、将来も処理を行うことは考えていない。

エ 生活排水処理の現状

生活排水の処理については、「市総合生活排水対策方針」に基づき、公共下水道の整備を進め、この整備区域外においては、合併処理浄化槽の普及促進を図る。

また、し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水からの汚泥を含む）については、現在、し尿処理施設（2衛生センター、2浄化センター）において処理しており、生じた汚泥は脱水し、清掃センターで焼却処理している。

表3 いわき市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

| 現 状 (H29年度)    |           |                       | 今 後 (R06年度)                   |              |  |
|----------------|-----------|-----------------------|-------------------------------|--------------|--|
| 分別区分           | 処理方法      | 処理施設等                 |                               | 処理予測<br>(トン) |  |
|                |           | 一次処理                  | 二次処理                          |              |  |
| 燃やすごみ          | 発電        | 北部清掃センター<br>南部清掃センター  | 焼却灰は<br>再資源化委託                | 71,340       |  |
| 大型ごみ(可燃)       |           |                       |                               | 93           |  |
| 燃やさないごみ        | 埋立        | クリンピーの森<br>クリンピーの丘    |                               | 1,246        |  |
| 大型ごみ<br>(不燃)   |           |                       |                               | 151          |  |
| 小型家電製品・<br>金属類 | 破砕・<br>選別 | 山田粗大ごみ<br>処理施設        |                               | 1,173        |  |
| かん類・<br>ペットボトル |           |                       |                               | 2,786        |  |
| びん類            | 選別・<br>圧縮 | クリンピーの家               |                               | 2,909        |  |
| 容器包装<br>プラスチック |           |                       |                               | 2,551        |  |
| 製品<br>プラスチック   | 選別        | 南部清掃センター<br>(ストックヤード) | 売却、残渣は南部清<br>掃センター(焼却・<br>発電) | 586          |  |
| 廃乾電池           |           |                       |                               | 77           |  |
| 古紙類            | 再資<br>源化  | 民間業者によ<br>る回収         |                               | 8,253        |  |



| 今 後 (R06年度)        |           |                             | 今 後 (R06年度)  |              |  |
|--------------------|-----------|-----------------------------|--|--------------|--|
| 分別区分               | 処理方法      | 処理施設等                       |  | 処理予測<br>(トン) |  |
|                    |           | 一次処理                        | 二次処理   |              |  |
| 燃やすごみ              | 発電        | 北部清掃センター<br>南部清掃センター        | 焼却灰は<br>再資源化委託   | 63,924       |  |
| 大型ごみ(可燃<br>の本質系以外) |           |                             |  | 33           |  |
| 燃やさない<br>ごみ        | 埋立        | クリンピーの森<br>クリンピーの丘          |  | 1,117        |  |
| 大型ごみ<br>(木質系)      |           |                             |  | 50           |  |
| 大型ごみ<br>(不燃)       | 選別        | 山田粗大ごみ<br>処理施設<br>(ストックヤード) | 再資源化委託、<br>残渣はクリンピー<br>の丘(埋立)                              | 135          |  |
| 小型家電製<br>品・金属類     |           |                             |  | 1,051        |  |
| かん類・<br>ペットボトル     | 選別・<br>圧縮 | クリンピーの家                     | 売却、可燃残渣は南<br>部清掃センター(焼<br>却・発電)、不燃残渣<br>はクリンピーの森<br>(埋立)   | 2,496        |  |
| びん類                |           |                             |  | 2,607        |  |
| 容器包装<br>プラスチック     | 選別        | 南部清掃センター<br>(ストックヤード)       | 再資源化、可燃残渣<br>は南部清掃センタ<br>ー(焼却・発電)、不<br>燃残渣はクリンピ<br>ーの森(埋立) | 2,286        |  |
| 製品<br>プラスチック       |           |                             |  | 525          |  |
| 廃乾電池               | 再資<br>源化  | 委託                          |  | 69           |  |
| 古紙類                | 再資<br>源化  | 民間業者によ<br>る回収               |  | 7,395        |  |

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の今後の処理体制での処理及び埋立処分地の容量確保のため、表-4のとおり必要な施設整備を行う。

表-4 整備する処理施設

| 事業番号 | 整備施設種類<br>施設名                            | 事業名              | 処理能力     | 設置予定地            | 事業期間    | 国土強靱化 |
|------|--|------------------|----------|------------------|---------|-------|
| 1    | マテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）リサイクルプラザクリンピーの家 | マテリアルリサイクル施設整備事業 | 28t/5h   | いわき市渡辺町中釜戸字大石沢地内 | R01～R02 | —     |
| 2    | マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード）山田粗大ごみ処理施設        | マテリアルリサイクル施設整備事業 | 735㎡     | いわき市山田町家ノ前地内     | R02     | —     |
| 3    | 最終処分場（土堰堤増設）<br>（クリンピーの森）                | 最終処分場増設事業        | 600,000㎡ | いわき市渡辺町中釜戸字大石沢地内 | R02～R03 | —     |

（整備理由）

事業番号1・2：既存施設の老朽化、資源ごみのリサイクルの推進のため。

事業番号3：最終処分場の埋立容量を確保するため。

表-4補足 現有処理施設の概要

| 施設種別                       | 施設名                         | 処理する廃棄物   | 処理能力     | 所在地                      | 竣工年月  | 備考     |
|----------------------------|-----------------------------|---|----------|--------------------------|-------|--------|
| ごみ<br>焼却施設                 | いわき市<br>北部清掃センター            | 可燃ごみ  | 300t/24h | いわき市平<br>上片寄字大平<br>地内    | S55.9 | ストーカ式  |
| 〃                          | いわき市<br>南部清掃センター            | 可燃ごみ  | 390t/24h | いわき市泉町<br>下川字境ノ町<br>地内   | H12.3 | ストーカ式  |
| リサイク<br>ルセンタ<br>ー          | いわき市<br>リサイクルプラザ<br>クリンピーの家 | びん、かん、<br>ペットボトル  | 50t/5h   | いわき市渡辺<br>町中釜戸字大<br>石沢地内 | H9.3  | 選別     |
| 〃                          | 〃                           | その他のプラスチッ<br>ク製容器包装                                     | 20t/5h   | 〃                        | H14.3 | 〃      |
| 粗大ごみ<br>処理施設               | いわき市<br>山田粗大ごみ<br>処理施設      | 大型ごみ、<br>小型電器製品・金属                                      | 10t/5h   | いわき市山田<br>町家ノ前地内         | H元.3  | 破碎・選別  |
| 最終<br>処分地                  | いわき市<br>クリンピーの丘             | 不燃ごみ、不燃残渣   | 520,000㎡ | いわき市山田<br>町家ノ前地内         | S53.3 | 準好気性埋立 |
| 〃                          | いわき市<br>クリンピーの森             | 不燃ごみ、焼却残渣、<br>不燃残渣                                      | 600,000㎡ | いわき市渡辺<br>町中釜戸字大<br>石沢地内 | H9.3  | 〃      |
| マテリア<br>ルリサイ<br>クル推進<br>施設 | ストックヤード                     | 廃プラスチック等<br>製品の原材料（マテ<br>リアル）として再利<br>用（リサイクル）で<br>きるもの | 405㎡     | いわき市泉町<br>下川字境ノ町<br>地内   | H21.3 |        |

## イ 合併処理浄化槽の整備

本市は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道事業計画区域等以外の区域で、既存住宅において単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ切替する方、及び公共下水道全体計画区域内のうち、公共下水道事業計画区域等以外の区域に住宅を新築し合併処理浄化槽を設置する方に、浄化槽整備事業補助金を交付します。

合併処理浄化槽の整備については、表-5のとおり行います。

表-5 合併処理浄化槽への移行計画

| 事業番号 | 事業           | 直近の整備済基数(基)<br>(平成29年度) | 整備計画基数(基) | 整備計画人口(人) | 事業期間    | 国土強靱化                 |
|------|--------------|-------------------------|-----------|-----------|---------|-----------------------|
| 4    | 浄化槽設置整備事業    | 18,652                  | 2,111     | 7,576     | R01~R05 | いわき市<br>国土強靱化<br>地域計画 |
|      | 浄化槽市町村整備推進事業 | 0                       | 0         | 0         | —       | —                     |
|      | その他地方単独事業    | 0                       | 0         | 0         | —       | —                     |
|      | 合計           | 18,652                  | 2,111     | 7,576     |         |                       |

### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表-6のとおり計画支援事業を行います。また、老朽化する清掃施設整備に先立ち、清掃施設の今後の方針決定に係る計画支援事業を行います。

表-6 実施する計画支援事業

| 事業番号 | 事業名  | 事業内容              | 事業期間 |
|------|--|-------------------|------|
| 31   | マテリアルリサイクル推進施設(ストックヤード)整備(事業番号2)に係る基本設計等調査事業 | 地質調査、基本設計<br>実施設計 | R01  |
| 32   | 新たな最終処分場整備に係る施設整備基本計画策定事業                    | 施設整備基本計画          | R02  |
| 33   | 清掃施設整備基礎調査事業                                 | 基礎調査、施設整備<br>基本計画 | R04  |

### (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

#### ア 各種リサイクル制度のPR

資源有効利用促進法の改正により家庭向けのパソコン等の処理責任がメーカーに課せられるなど、「家電リサイクル法」をはじめとする個別リサイクル法に定められた品目について、法に照らした処理方法を周知徹底し適正な処理を指導していく。

## イ 不法投棄対策

廃棄物の不法投棄は、生活環境や自然景観に影響を及ぼすおそれがあることから、「不投棄しない させない ゆるさない」をスローガンに、次のような不法投棄の未然防止対策を継続する。

- ① 不法投棄監視員によるパトロール
- ② 警備会社への委託による夜間・休日等のパトロール
- ③ 不法投棄監視カメラの設置
- ④ 市内3警察署及び福島海上保安部との不適正処理防止に係る連絡調整会議
- ⑤ 不法投棄等についての情報提供に関する協定の締結
  - ・いわき郵便局、いわき市建設業協同組合、協同組合いわき市環境保全センター、社団法人福島県産業廃棄物協会いわき方部地域協議会、東北電力株式会社いわき営業所、東京電力株式会社浜通り電力所、社団法人福島県測量設計業協会いわき支部、いわき市測量設計業協会
- ⑥ 福島県警察本部から警察官の派遣
- ⑦ 各種啓発活動
  - ・広報紙・回覧等による啓発
  - ・街頭啓発
  - ・不法投棄防止一斉パトロール
  - ・ごみ捨て禁止看板の作成・配布

## ウ 災害時の廃棄物処理体制の整備

災害発生時には、一時的に多量の廃棄物が発生し、道路の通行不能などにより平常時と同じ対応は困難となることから、災害廃棄物処理計画に基づき、速やかに情報を収集するとともに発生した災害の種類・規模に応じて、災害廃棄物実行計画を作成し、迅速な対応を図るものとする。

災害廃棄物の処理にあたっては、衛生的な処理、迅速かつ計画的、環境に配慮したリサイクル計画の推進及び安全作業の確保を踏まえて行うものとする。

また、災害廃棄物処理計画は、東日本大震災の経験と県が策定する計画との整合を図りながら、見直すものとする。

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、福島県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

|                                  |                                       |            |                                 |          |                        |
|----------------------------------|---------------------------------------|------------|---------------------------------|----------|------------------------|
| (1) 地域名                          | いわき市                                  | (2) 地域内人口  | 343,258人                        | (3) 地域面積 | 1232.02km <sup>2</sup> |
| (4) 構成市町村等名                      | いわき市                                  | (5) 地域の要件* | 人口(面積) 沖繩 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他 |          |                        |
| (6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況 | 組合を構成する市町村:なし<br>設立されていない場合、今後の見通し:なし |            |                                 |          |                        |

\*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

| 指標・単位<br>年           | 過去の状況・現状(排出量等に対する割合) |               |               |               |               |                      |                     | 目標 |
|----------------------|----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------------|---------------------|----|
|                      | 平成24年度               | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        | 平成29年度               | 令和6年度               |    |
| 排出量                  | 事業系 総排出量(トン)         | 38,186        | 37,777        | 37,566        | 37,382        | 37,525               | 33,624(対H29 -10.4%) |    |
|                      | 1事業所当たりの排出量(トン/事業所)  | 2.5           | 2.5           | 2.5           | 2.5           | 2.5                  | 2.2(対H29 -12.0%)    |    |
|                      | 生活系 総排出量(トン)         | 88,539        | 86,960        | 85,780        | 83,572        | 82,912               | 74,293(対H29 -10.4%) |    |
|                      | 1人当たりの排出量(kg/人)      | 235.8         | 236.7         | 215.1         | 211.2         | 210.3                | 195.8(対H29 -6.9%)   |    |
| 合計 事業系生活系の総排出量合計(トン) | 126,606              | 126,314       | 123,346       | 120,954       | 120,437       | 107,917(対H29 -10.4%) |                     |    |
| 再生利用量                | 84(0.1%)             | 82(0.1%)      | 80(0.1%)      | 70(0.1%)      | 79(0.1%)      | 77(0.1%)             | 69(0.1%)            |    |
| 直接資源化量(トン)           | 22,881(16.4%)        | 25,222(18.3%) | 25,432(18.7%) | 29,248(21.9%) | 28,253(21.7%) | 28,737(22.3%)        | 28,710(24.9%)       |    |
| 総資源化量(トン)            | 23,083               | 24,610        | 23,699        | 24,208        | 25,829        | 26,064               | 23,354              |    |
| エネルギー回収量             | 99,080(78.3%)        | 99,892(79.1%) | 99,302(79.6%) | 98,169(79.6%) | 97,223(80.4%) | 96,235(79.9%)        |                     |    |
| 減量化量(中間処理前後の差 トン)    | 17,246(13.6%)        | 12,832(10.2%) | 11,061(8.9%)  | 6,332(5.1%)   | 4,944(4.1%)   | 3,718(3.1%)          | 3,082(2.9%)         |    |
| 最終処分量                |                      |               |               |               |               |                      |                     |    |

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

| 施設種別           | 施設名                 | 事業主体 | 型式及び処理方式      | 処理能力(単位) | 竣工年月  | 廃止又は休止(予定)年月 | 解体(予定)年月 | 想定される浸水深と対策    | 備考            |
|----------------|---------------------|------|---------------|----------|-------|--------------|----------|----------------|---------------|
| ごみ焼却施設         | 北部清掃センター            | いわき市 | ストーカ式<br>全連続式 | 300t/24h | S55.9 | —            | —        | (浸水深0m) 浸水対策なし | 基幹改良済H31.3    |
| ごみ焼却施設         | 南部清掃センター            | いわき市 | ストーカ式<br>全連続式 | 390t/24h | H12.3 | —            | —        | (浸水深0m) 浸水対策なし | 基幹改良済H31.3    |
| リサイクルセンター      | クリンビアーの家            | いわき市 | 選別            | 50t/5h   | H9.3  | R03.3        | —        | (浸水深0m) 浸水対策なし | びん、缶、ペットボトル   |
|                |                     |      |               | 20t/5h   | H14.3 | —            | —        | (浸水深0m) 浸水対策なし | プラスチック製容器     |
| 粗大ごみ処理施設       | 山田粗大ごみ処理施設          | いわき市 | 破碎、選別         | 10t/5h   | H元.3  | R02.3        | R06.3 予定 | (浸水深0m) 浸水対策なし | 小型家電・金属類、大型ごみ |
| 最終処分場          | クリンビアーの丘            | いわき市 | 準好気性埋立        | 520,000㎡ | S53.3 | —            | —        | (浸水深0m) 浸水対策なし |               |
| 最終処分場          | クリンビアーの森            | いわき市 | 準好気性埋立        | 600,000㎡ | H9.3  | —            | —        | (浸水深0m) 浸水対策なし |               |
| マテリアルリサイクル推進施設 | 南部清掃センター<br>ストックヤード | いわき市 | —             | 405㎡     | H21.3 | —            | —        | (浸水深0m) 浸水対策なし | 製品プラスチック      |

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

| 施設種別           | 施設名                   | 事業主体 | 型式及び処理方式 | 処理能力(単位) | 竣工予定年月 | 更新(改良)・新設理由        | 廃却施設解体の有無<br>(解体施設の名前) | 廃却施設解体事業<br>着手(予定)年月<br>完了(予定)年月 | 想定される浸水深と対策       | 備考            |
|----------------|-----------------------|------|----------|----------|--------|--------------------|------------------------|----------------------------------|-------------------|---------------|
| リサイクルセンター      | クリンビアーの家              | いわき市 | 選別       | 28t/5h   | R03.3  | 老朽化、選別効率化          | 無                      | —                                | (浸水深0m)<br>浸水対策なし | びん、缶、ペットボトル   |
| マテリアルリサイクル推進施設 | 山田粗大ごみ処理施設<br>ストックヤード | いわき市 | —        | 735㎡     | R03.3  | 資源ごみリサイクルの拠<br>点整備 | 無                      | —                                | (浸水深0m)<br>浸水対策なし | 小型家電・金属類、大型ごみ |
| 最終処分場          | クリンビアーの森              | いわき市 | 準好気性埋立   | 600,000㎡ | R04.3  | 埋立容量の確保            | 無                      | —                                | (浸水深0m)<br>浸水対策なし | 土壌整備          |
|                |                       |      |          |          |        |                    |                        |                                  |                   |               |
|                |                       |      |          |          |        |                    |                        |                                  |                   |               |



4 生活排水処理の現状と目標

| 指標・単位              | 過去      |         |         | 現在の状況   |         |         | 現状     |        | 目標      |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|---------|
|                    | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度  | 平成28年度 | 平成29年度 |         |
| 総人口                | 336,525 | 333,710 | 332,181 | 330,287 | 327,956 | 325,093 |        |        | 340,000 |
| 汚水衛生処理人口           | 167,933 | 169,151 | 171,424 | 176,389 | 176,230 | 175,644 |        |        | 183,669 |
| 公共下水道              | 49.9%   | 50.7%   | 51.6%   | 53.4%   | 53.7%   | 54.0%   |        |        | 54.0%   |
| 集落排水施設等            | 4.784   | 4.781   | 4.960   | 4.869   | 4.804   | 4.418   |        |        | 4.838   |
| 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 | 1.4%    | 1.4%    | 1.5%    | 1.5%    | 1.5%    | 1.4%    |        |        | 1.4%    |
| 合併処理浄化槽等           | 84,554  | 91,710  | 99,386  | 100,480 | 103,476 | 106,906 |        |        | 131,262 |
| 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 | 25.1%   | 27.5%   | 29.9%   | 30.4%   | 31.6%   | 32.9%   |        |        | 38.6%   |
| 未処理人口              | 79,254  | 68,068  | 56,411  | 48,549  | 43,446  | 38,125  |        |        | 20,231  |

※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

| 施設種別       | 事業主体 | 現有施設の内容 |         | 整備予定基数の内容 |       | 備考    |            |
|------------|------|---------|---------|-----------|-------|-------|------------|
|            |      | 基数      | 処理人口    | 開始年度      | 基数    |       | 処理人口       |
| 浄化槽設置整備事業費 | いわき市 | 14,257  | 106,906 | H6.6      | 2,111 | 7,576 | 目標年次<br>R6 |

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付のこと。



## 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 福島県

|                  |   |
|------------------|---|
| (1) 事業主体名        | いわき市  |
| (2) 施設名称         | いわき市リサイクルプラザクリンピーの家   |
| (3) 工期 ※1        | 令和元年度 ～ 令和2年度   |
| (4) 施設規模         | 処理能力 28 t / 5h  |
| (5) 処理方式         | 選別、圧縮梱包   |
| (6) 地域計画内の役割 ※2  | 施設の老朽化等から設備の補修頻度が高まっており、引き続き、安定的なごみ処理体制を継続するため、効率的に施設整備を行う。【事業番号1】<br>・現状の排出状況に合わせた施設に更新する。 |
| (7) 廃焼却施設解体工事の有無 | 無   |

「ストックヤード」を整備する場合

|              |   |
|--------------|---|
| (8) スtock対象物 | — |
|--------------|---|

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

|                      |  |
|----------------------|--|
| (9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳 | ①分別収集回収拠点の整備<br>・ごみの分別収集・処理方法<br>・ごみ容器の種類・設置基数<br>・建築物の構造<br>②小規模ストックヤードの整備<br>・施設規模<br>・ストック対象物<br>③簡易プレス機の整備<br>・処理方法<br>・処理能力<br>・設置場所<br>④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備<br>・導入台数（積載量）<br>・運行計画 |
|----------------------|--|

「灰溶融施設」を整備する場合

|                |   |
|----------------|---|
| (10) スラッグの利用計画 | — |
|----------------|---|

|                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| (11) 総事業計画額 ※1 | 869,075千円<br>うち、交付対象事業費 843,404千円 |
|----------------|-----------------------------------|

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

## 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 福島県

|                  |   |
|------------------|---|
| (2) 事業主体名        | いわき市  |
| (2) 施設名称         | いわき市山田粗大ごみ処理施設ストックヤード   |
| (3) 工期 ※1        | 令和2年度   |
| (4) 施設規模         | 735㎡  |
| (5) 処理方式         | 保管  |
| (6) 地域計画内の役割 ※2  | 老朽化した山田粗大ごみ処理施設の破碎選別施設を廃止し、直接民間処理ルートへ引き渡すためのストックヤードの整備を行う。【事業番号2】 |
| (7) 廃焼却施設解体工事の有無 | 無   |

「ストックヤード」を整備する場合

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| (8) ストック対象物 | 小型家電製品・金属類、大型ごみ |
|-------------|-----------------|

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

|                      |  |
|----------------------|--|
| (9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳 | ①分別収集回収拠点の整備<br>・ごみの分別収集・処理方法<br>・ごみ容器の種類・設置基数<br>・建築物の構造<br>②小規模ストックヤードの整備<br>・施設規模<br>・ストック対象物<br>③簡易プレス機の整備<br>・処理方法<br>・処理能力<br>・設置場所<br>④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備<br>・導入台数（積載量）<br>・運行計画 |
|----------------------|--|

「灰溶融施設」を整備する場合

|                |   |
|----------------|---|
| (10) スラッグの利用計画 | — |
|----------------|---|

|                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| (11) 総事業計画額 ※1 | 173,800千円<br>うち、交付対象事業費 173,800千円 |
|----------------|-----------------------------------|

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

## 施設概要（最終処分場系）

都道府県名 福島県

|                      |   |                           |                            |
|----------------------|---|---------------------------|----------------------------|
| (1) 事業主体名            | いわき市  |                           |                            |
| (2) 施設名称             | いわき市クリンピーの森   |                           |                            |
| (3) 工期               | 令和2年度 ~ 令和3年度   |                           |                            |
| (4) 処分場面積、容積         | 総面積 367,468m <sup>2</sup>   | 埋立面積 44,560m <sup>2</sup> | 埋立容積 600,000m <sup>3</sup> |
| (5) 処分開始年度<br>及び終了年度 | 埋立開始 令和9年度<br>埋立終了 令和20年度（予定）   |                           |                            |
| (6) 跡地利用計画           | 未定  |                           |                            |
| (7) 地域計画内の役割         | 各種ごみ減量に関する施策を行い、最終的にリサイクル等不可能なものについては、埋立処理が不可欠であることから、最終処分場の容量確保を行うため。【事業番号3】 |                           |                            |
| (8) 廃焼却施設解体工事の有無     | 無   |                           |                            |
| (9) 総事業計画額 ※1        | 363,598千円<br>うち、交付対象事業費 363,598千円   |                           |                            |

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 福島県

|  |  |
|--|--|
| (1) 事業主体名  | いわき市   |
| (2) 事業名称   | 浄化槽設置整備事業  |
| (3) 事業の実施目的及び内容  | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道事業認可区域等以外の場所において、住宅に合併処理浄化槽を設置する方に工事費の一部を補助する。   |
| (4) 事業期間<br>（生活排水処理基本計画期間）<br>※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。 | 令和元年度 ～ 令和5年度  |
| (5) 事業対象地域の要件  | 下水道法第4条第1項の規定により策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域であって、次のいずれかに該当する地域<br>・水道水源の流域<br>・水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域<br>・その他人口増加の著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域<br>【浄化槽設置整備事業実施要綱第3（1）ア（ウ）、（オ）、（キ）】 |
| (6) 事業計画額  | 交付対象事業費 950,021 千円<br>うち（以下の事業を実施する場合）<br>・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 574,512 千円  |

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模  
【浄化槽設置整備事業の場合】

| 区分              | 交付対象基数<br>（人分）     | 基準額合計      | 総事業費       | 交付対象<br>事業費 |
|-----------------|--------------------|------------|------------|-------------|
| 5人槽             | 1,077 基（3,661 人分）  | 273,070 千円 | 335,320 千円 | 273,070 千円  |
| 6～7人槽           | 850 基（2,890 人分）    | 302,841 千円 | 386,676 千円 | 302,841 千円  |
| 8～10人槽          | 123 基（418 人分）      | 55,622 千円  | 69,185 千円  | 55,622 千円   |
| 11～20人槽         | 11 基（121 人分）       | 10,329 千円  | 14,084 千円  | 10,329 千円   |
| 21～30人槽         | 7 基（147 人分）        | 10,304 千円  | 13,616 千円  | 10,304 千円   |
| 31～50人槽         | 7 基（217 人分）        | 14,259 千円  | 18,840 千円  | 14,259 千円   |
| 51人槽以上          |                    |            |            |             |
| 宅内配管費           | 619 基              | 185,700 千円 | 185,700 千円 | 185,700 千円  |
| 撤去費             | 1,279 基            | 96,060 千円  | 131,458 千円 | 96,060 千円   |
| 改築費（災害）         | 36 基               | 1,836 千円   | 1,836 千円   | 1,836 千円    |
| 改築費（長寿命化）       |                    |            |            |             |
| 浄化槽整備<br>効率化事業費 | 台帳作成費              |            |            |             |
|                 | 計画策定等調査費           |            |            |             |
|                 | 効果的な転換促進及び管理適正化推進費 |            |            |             |

|     |   |            |              |            |
|-----|---|------------|--------------|------------|
| 合 計 | 2,111 基 ( 7,576 人分)<br>※基数の合計には、宅内配<br>管費、撤去費を除く。 | 950,021 千円 | 1,156,715 千円 | 950,021 千円 |
|-----|---|------------|--------------|------------|

## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 福島県

|                   |  |  |  |
|-------------------|--|--|--|
| (1) 事業主体名         | いわき市   |  |  |
| (2) 事業目的          | マテリアルリサイクル施設（ストックヤード）整備のため                               |  |  |
| (3) 事業名称          | マテリアルリサイクル推進<br>施設（ストックヤード）整<br>備（事業番号2）に係る基<br>本設計等調査事業 |  |  |
| (4) 事業期間          | 令和元年度  | 令和 年度 ~<br>令和 年度                       | 令和 年度 ~<br>令和 年度                       |
| (5) 事業概要          | ストックヤード整備に係る<br>地質調査、基本設計及び実<br>施設計                      |  |  |
| (6) 総事業計画<br>額 ※1 | 13,939千円<br>うち、交付対象事業費<br>13,939千円                       | 千円(全体： 千円)<br>うち、交付対象事業費<br>千円(全体： 千円) | 千円(全体： 千円)<br>うち、交付対象事業費<br>千円(全体： 千円) |

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。



## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 福島県

|               |                                  |  |  |
|---------------|----------------------------------|--|--|
| (1) 事業主体名     | いわき市                             |  |  |
| (2) 事業目的      | <u>新たな最終処分場</u> 整備のため            |  |  |
| (3) 事業名称      | 新たな最終処分場整備に係る施設整備基本計画策定事業        |  |  |
| (4) 事業期間      | 令和 2 年度                          | 令和 年度 ~<br>令和 年度                       | 令和 年度 ~<br>令和 年度                       |
| (5) 事業概要      | 整備内容や事業スケジュール等をまとめた施設整備基本計画の策定   |  |  |
| (6) 総事業計画額 ※1 | 9,570千円<br>うち、交付対象事業費<br>9,570千円 | 千円(全体： 千円)<br>うち、交付対象事業費<br>千円(全体： 千円) | 千円(全体： 千円)<br>うち、交付対象事業費<br>千円(全体： 千円) |

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 福島県

|               |  |  |  |
|---------------|--|--|--|
| (1) 事業主体名     | いわき市   |  |  |
| (2) 事業目的      | <u>清掃施設</u> 整備のため  |  |  |
| (3) 事業名称      | 清掃施設整備基礎調査事業   |  |  |
| (4) 事業期間      | 令和 4 年度  | 令和 年度 ~<br>令和 年度                       | 令和 年度 ~<br>令和 年度                       |
| (5) 事業概要      | 清掃施設の今後の方針決定に係る、施設数、施設能力の違いによる経済性や維持管理性、収集効率性の検討、災害時におけるリスク評価等を行うための基礎調査及び整備内容や事業スケジュール等をまとめた施設整備基本計画の策定 |  |  |
| (6) 総事業計画額 ※1 | 9,900千円<br>うち、交付対象事業費<br>9,900千円   | 千円(全体： 千円)<br>うち、交付対象事業費<br>千円(全体： 千円) | 千円(全体： 千円)<br>うち、交付対象事業費<br>千円(全体： 千円) |

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

(2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

●下水道施設の老朽化・耐震化等

|       |  |
|-------|--|
| 脆弱性評価 | <p>本市の下水道(公共下水道、都市下水路、地域汚水処理施設及び農業集落排水処理施設)は、昭和33年から、順次、事業に着手しているが、施設の中には、現在の耐震基準を満たさない施設が多く、今後、施設の老朽化による維持管理・更新費用の増大や人口減少による下水道使用料収入の減少が見込まれるなど、厳しい経営状況にある。このような状況の中、地震・津波等の自然災害が発生した場合においても、下水道施設は、都市機能を支える重要なライフラインであることから、将来にわたり安定的で持続可能な下水道事業の経営を実現する必要がある。</p> |
| 推進方針  | <p>地震・津波等の自然災害から下水道施設の被害を防ぎ、安定的で持続可能な下水道事業の経営を実現するため、「市下水道ストックマネジメント計画」等に基づき、点検・調査等による施設の状態の把握、評価や中長期的な施設の状態の予測を行い、計画的かつ効率的に下水道施設の改築等を実施する予防保全型の管理により、老朽化・耐震化等対策を進めていく。</p>  |

【生活環境部】

●浄化槽の整備

|       |  |
|-------|--|
| 脆弱性評価 | <p>し尿のみを処理する単独処理浄化槽や汲取り便槽を使用している住宅は、トイレ以外の雑排水をそのまま側溝などに流しており、公共用水域の水質汚濁に係る大きな要因の一つとなっている。</p> <p>また、これらの設備については、設置からかなりの年数が経過し、全体的に老朽化が進み耐久性が低下するなど、大規模災害発生時には使用不可となる可能性があるほか、破損し処理前の汚水が漏れ出すことが懸念されるところである。</p> <p>このため、トイレの汚水を含めた生活雑排水全てを処理し、かつ耐久性に優れた「合併処理浄化槽」への転換を促進することで、公共用水域の水質保全・汚濁防止を図っていく必要がある。</p> |
| 推進方針  | <p>本市では、単独処理浄化槽や汲取り便槽から合併処理浄化槽へ切替えを行う方に対し、その設置費等の一部を助成する「浄化槽整備事業」を実施しており、今後も継続して本事業を推進し合併処理浄化槽への転換を促進していく。</p>   |

| 関連数値指標                       | 現状値        | 目標値          |
|------------------------------|------------|--------------|
| 単独処理浄化槽・汲取り便槽から合併処理浄化槽への補助基数 | 440 基 (R2) | 1,141 基 (R5) |

【生活環境部】

(6-2) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

●下水道施設の浸水対策

(再掲)

|       |  |
|-------|--|
| 脆弱性評価 | <p>本市では、市街地の浸水被害の軽減を図るため、雨水管渠やポンプ場等の整備を進めるとともに、内水ハザードマップの公表や雨水流出抑制施設設置補助等を実施している。近年、気候変動の影響に伴う降雨量の増加やゲリラ豪雨の頻発等により、現行の計画規模を超える降雨が発生し、浸水リスクが高まっていることから、その影響を踏まえた下水道施設（公共下水道、都市下水路、地域污水处理施設及び農業集落排水処理施設）の整備を推進するとともに、市民の自助・共助による減災対策や防災意識の向上を図る必要がある。</p> |
| 推進方針  | <p>気候変動の影響を踏まえた新たな計画規模の降雨に対する浸水被害を防ぐため、雨水管渠やポンプ場等の整備を進めていくとともに、河川氾濫や津波等の災害時においても、一定の下水道機能を確保するため、施設の老朽化対策に併せて、計画的かつ効率的に耐水化及び防水化を実施する。また、自助・共助による浸水被害の軽減を図るため、引き続き内水ハザードマップの公表により浸水リスクを周知するとともに、雨水流出抑制施設や止水板の普及に向けた取組を進めていく。</p>                        |

【生活環境部】

●浄化槽の整備

(再掲)

|       |   |
|-------|---|
| 脆弱性評価 | <p>し尿のみを処理する単独処理浄化槽や汲取り便槽を使用している住宅は、トイレ以外の雑排水をそのまま側溝などに流しており、公共用水域の水質汚濁に係る大きな要因の一つとなっている。</p> <p>また、これらの設備については、設置からかなりの年数が経過し、全体的に老朽化が進み耐久性が低下するなど、大規模災害発生時には使用不可となる可能性があるほか、破損し処理前の汚水が漏れ出すことが懸念される場所である。</p> <p>このため、トイレの汚水を含めた生活雑排水全てを処理し、かつ耐久性に優れた「合併処理浄化槽」への転換を促進することで、公共用水域の水質保全・汚濁防止を図っていく必要がある。</p> |
| 推進方針  | <p>本市では、単独処理浄化槽や汲取り便槽から合併処理浄化槽へ切替えを行う方に対し、その設置費等の一部を助成する「浄化槽整備事業」を実施しており、今後も継続して本事業を推進し合併処理浄化槽への転換を促進していく。</p>  |

| 関連数値指標                       | 現状値        | 目標値          |
|------------------------------|------------|--------------|
| 単独処理浄化槽・汲取り便槽から合併処理浄化槽への補助基数 | 440 基 (R2) | 1,141 基 (R5) |

【生活環境部】